

議 長 日程第4「議案第43号松田町水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第43号松田町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和元年12月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。水道法の指定給水装置工事事業者制度の一部改正に伴い、条例の所要の改正をしたいため提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、松田町水道事業給水条例の一部を改正する条例の趣旨につきまして、簡単に説明させていただきたいと思っております。

上位法でございます水道法の一部が改正されました。その中でですね、水道の基盤強化を図るために、指定給水装置工事事業者の制度の改善が位置づけられております。水道法第25条3の2で規定する指定給水装置工事事業者制度は、平成8年に全国一律の指定水準である現行制度が創設されましたが、新規のみの指定であり、有効期限の定めがなく、事業者の指定後の所在や廃止・休止などの実態を把握することが従前では困難でございました。このため、事業者の資質保持や実態の乖離防止を図るため、指定給水工事店の指定に更新制、5年でございますが、これが導入されることになりましたことに伴う所要の改正でございます。

まず、松田町水道事業給水条例第32条に規定するにはですね、給水装置に係る手数料が定められておりますが、ここにですね、給水工事事業者の更新に係る手数料を追加してですね、更新に係る諸費用を徴したく、条例改正を御提案申し上げる次第でございます。なお、更新制導入に伴う基準等については、いわゆる規則のほうで定まっておりますが、これもあわせて改正する予定でございます。

それでは、条例本文、新旧対照表をごらんください。参考資料でございます。改正案、第32条第7項に、給水装置工事事業者指定更新手数料、1件につき5,000円を新たにつけ加えさせていただきたいと思っております。

また、36条、町長は、水の給水を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道

法施行令、従前は第4条でございましたが、条ずれがございましたので、ここを第6条に変更したいというところでございます。

以上、説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。
環境上下水道課長 大変申しわけありませんでした。それとあと、附則でございます。この条例は公布の日から施行するという附則でございます。大変失礼いたしました。以上、御審議よろしくお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。
6 番 井 上 2点ですね、お聞かせ願ひたいんですけども。先ほどですね、ちょっと規則の改正をするというふうな説明の中でですね、規則ということがありましたけれども、一部改正の中にはそういうふうな規則という文言は見当たらないということで、ちょっと早口でしたのでね、それが不明だと思います。

もう1点につきましては、給水装置工事、第7号にですね、新しく給水装置工事の事業者指定更新料ということですけども、公布の日から施行するということであるとですね、その時点において更新に係る手数料を取られる業者、その公布前日であれば取られない業者というふうなことが生じるのではないかなと思いますけれども、その更新というのをいつ、どういうふうな形でですね、行い、どういうふうにしてその5,000円をですね、徴取するのかというところが不明です。例えば年度切りかえ、4月1日から施行するのであれば、4月1日以降は更新手数料が取られるけれども、それ以前であれば取られないというふうになればですね、わかりやすいかなと思うんですけども、この場合、いつからですね、5,000円が取られるのか。それとも、更新というのが日付的に決まっていて、その段階で更新をされる事業者については5,000円という手数料がかかるのかというところが不明ですので、説明を再度お願ひをしたいと思ひます。

環境上下水道課長 それでは、まず1点目の御質問にお答えしたいと思ひます。まず規則の関係でございますが、まず松田町水道事業給水条例第8条第4項でですね、指定工事給水工事事業者について必要な事項は町長が別に定めるとされ、松田町指定給水装置工事事業者規則が定められてございます。この更新制の導入に伴いま

して、同規則第5条の2のですね、指定の基準に更新に関する条文を加えるなどの制度改正を規則のほうでまず行いたいというふうに考えているところでございます。

2点目の御質問のですね、更新の時期でございますが、それぞれ指定を、当初ですね、指定を受けた日に応じてですね、初回更新の申請期間というのが決まっているところでございます。これは大きく分けて5段階分けられてございまして、例えば平成10年4月1日から平成11年3月31日までにはですね、指定を受けた方についてはですね、令和元年4月1日から令和2年9月29日、平成11年4月1日から平成15年3月31日までの方についてはですね、令和2年10月1日から令和3年9月29日といったようにですね、それぞれ指定を受けた日に応じた形で申請の期間が定まっているという状況でございます。以上です。

6 番 井 上 規則の今ね、ここで規則の部分を朗読されてもですね、大変わかりにくい。基本的には条例改正で規則に関係がある場合ですね、基本的には先ほどの議案第38号についてもそうなんですけれども、原則参考資料としてですね、規則を出してもらおうと。条例を補填するもので、今の場合はですね、この水道事業の場合には、この更新手数料に係る主な説明を規則でしてあれば、当然その規則をですね、参考資料として提出すべきで、私が質問をして、そこの部分を読んでですね、理解しろというのはですね、ちょっと大分難しいかなというふうに思います。できれば、そういった部分をですね、この条例、一部改正の条例に伴った規則改正で、この部分がこういうふうに言及をしたんですけれども、この部分を条例で規定をするというふうになりましたというふうな説明をいただきたいと思います。

あと、更新手数料のほうは、最初に指定を受けた日ごとにやるということですがけれども、それがどうして1年度間の指定の中をさらにもう少しそれが何か短縮されているのは、ちょっと意味がよくわからないんですけれども、そういった最初に指定を受けた年度に対して決まっているので、公布の日から施行するというので、その日前後に事業者としてはそういう、5,000円かかるかかからないかということはないということは理解をしましたので、ちょっと規則についてですね、再度お知らせ願いたいと思います。

まず、第5条、指定の基準でございます。精神保健法等の改正によりまして、成年被保険者もしくは被保佐人また保佐監督人に関する条項でございますが、こちらについてですね、次のいずれも該当しないものであることということで、次のような文章に変わってございます。精神の機能の障害により、給水装置工事業の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、また破産手続開始決定を受けて復権を得ない者というものがいわゆる同項の指定の該当外というものに位置づけられるところでございます。

続きまして、第5条の2につきましては、新設でございます。読まさせていただきます。第5条の2、条例第8条第1項の規定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。2、前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という）の満了の日までに、その申請に対する決定がされないときは、従前の指定は指定の有効期間の満了後も、その決定がされるまでの間は、その効力を有する。前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の更新期間は従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。でございます。

続きまして第6条、指定工事者証の交付でございます。こちらにつきましては、いわゆる当初の指定工事者証の交付並びに指定の更新を行ったときについて、速やかに指定工事店に指定工事業業者証を交付するという内容になっているところでございます。

続きまして、1枚おめくりください。指定の取り消しでございます。従前、不正の手段により第4条第1項の指定を受けたときという条項でございますが、こちらが第5条の規定に基づく指定または第5条の2第1項の規定に基づく指定の更新を受けたときということで、指定の更新の事項が指定の取り消しの条項の文章の中に新たに追加されているところでございます。

続きまして第10条でございます。第10条、従前、指定等の更新につきましては、第4条の規定により指定工事業者を指定したときとございましたが、これを第5条の規定に基づき、指定工事業者を指定したとき、または第5条2第1

項の規定に基づき指定工事事業者の指定を更新したときということで、指定の更新に関する追加条項が改正という形になってございます。

続きまして第12条でございます。主任技術者の選任でございますが、従前、第4条第1項の指定を受けた日からでございましたが、こちら、新たな改正法でございますは、第5条の規定に基づく指定を受けた日または第5条の2第1項の規定に基づく指定の更新を受けた日ということで、これも指定の更新に対する追加がされているところでございます。

続きまして、もう1枚おめくりください。第13条、事業の運営に関する基準でございます。こちらにつきましては、従前、第5号のイ、政令第4条で規定する給水装置の構造または材質の基準に適合しない給水装置を設置することということでございましたが、こちらにつきましては政令第6条で規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置することというような改正の条文になっているところでございます。

規則の改正については以上でございます。

議 長 担当課長の説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいですか。

(「了解しました」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが…。

5 番 田 代 1点お伺いいたします。今の規則の説明によって、5年更新という話は、裏づけはわかったんですけども、初め当初提案されたときに、課長さんが説明されるときに、1点が5年、指定給水装置工事事業者、これについては5年更新ですよ。それで更新する際に手数料を取りますよというお話をされたと思います。そういう説明を。見ていた中で、ほとんど5年更新のあれが条例に入っていないんですね。やはり手数料を取るのも大事なんだけど、5年ごとに取る。その辺が私は条例にこれ、入るべきのような感じするんですけども、規則で逃げてしまうと、大きい…柱がしっかり条例改正でできていて、それで規則で細かいことならわかるんですけども、何か一つ5年更新という肝心な言葉が抜けてるような感じがするんですけども、その辺はどういうお考えで規則のほうに出されたのか。これについて御説明をお願いいたします。

環境上下水道課長 お答えいたします。今のこの給水条例といわゆる規則に関する構成がですね、

条例のほうでは金額をうたっておりまして、規則のほうでは期間をうたっているというふうなことでですね、ある意味、そういった構成になっているものですので、そこで金額を…金額については条例、年数については規則というふうなすみ分けがあったというふうな前提のもとでですね、今回の改正をさせていただいたという、内容を改正させていただいたという考え方に沿っておるところでございます。

5 番 田 代 私は双方、条例で示すべき重要な内容だと思います。回答はいいです。
議 長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

ないようですので、討論を打ち切って異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第43号松田町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。